

# 長崎国際大学研究倫理指針

(平成21年7月1日制定)

改正 平成24年10月1日 平成26年11月26日

平成28年2月24日 平成29年4月1日

令和2年11月1日 令和6年4月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この指針は、長崎国際大学の学部並びに研究科（以下「本学」という。）における学術研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準を定めることにより、その研究が科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行され、もって社会からの信頼を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この指針において「研究者」とは、本学の基幹教員のみならず、本学における研究に関わる者すべてをいう。

2 この指針において「研究」とは、本学における研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価に至るすべての過程における行為及びそれに付随するすべての事項をいう。

3 この指針において「研究費」とは、研究に従事する研究者に本学が交付する研究費及び学外から獲得する研究費のすべてをいう。

4 この指針において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為をいう。

## 第2章 研究に関わる者の行動倫理

### (研究の基本)

第3条 研究者は、良心と信念に従って自らの責任で研究を遂行し、研究成果の客観性をゆがめることがあってはならない。

2 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじなければならない。

3 研究者は、「ヘルシンキ宣言」等の国際的に確立された規範、規約及び条約等、国内の法令及び告示等並びに本学の指針及び諸規程を遵守しなければならない。

### (研究に関わる者の責務)

第4条 研究者は、自己の研究が及ぶ範囲を自覚し、他の分野の研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国・地域、組織等の研究活動における文化、習慣、価値観等の理解に努め、それを尊重しなければならない。

3 研究者は、共同研究者以外の者がともに研究に関わるときは、それらの者が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。

4 研究者は、研究費について目的外の執行や不当な流用を行ってはならず、研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

5 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行わなければならない。

## 第3章 研究の倫理

### (研究の規準)

第5条 研究は、前章に規定する研究に関わる者の行動倫理を踏まえ、この指針に示す原則のほか、各学部・学科並びに研究科（以下「各学部等」という。）において定める内規等を遵守して行われなければならない。

2 研究は、研究者及び研究協力者又はその対象となる者（以下「研究対象者」という。）に危険が及ぶおそれがあるときには、直ちに中止されなければならない。

3 研究は、差別などを助長する等の不適切な用語や言い回しを使用してはならない。  
（インフォームド・コンセント）

第6条 研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行うときは、研究対象者に対して、その目的、収集方法等をわかりやすく説明し、研究対象者の明確な同意を得なければならない。

2 組織・団体等から当該組織・団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受けるときも、前項に準じるものとする。  
（個人情報の保護）

第7条 研究者は、関係法令等に定めるもののほか、個人情報保護の重要性にかんがみ、研究のために収集した資料、情報、データ等、研究を通じて知り得た個人情報について、これを他に漏らしてはならない。

（情報・データ等の利用及び管理）

第8条 研究者は、実験・観察ノート等の記録媒体の作成、作成方法及び保管や実験試料・試案の保存等、研究活動に関して定められた基準等を遵守しなければならない。

（機器・薬品・材料等の安全管理）

第9条 研究者は、実験研究において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残液物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその処理をしなければならない。

（研究成果発表の規準）

第10条 研究者は、研究が完了したときは、その成果を公表するものとする。

2 研究者は、研究成果が、学問的誠実性と倫理的忠実性によって導かれた新たな知見、発見であることにかんがみ、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

（捏造・改ざん・盗用、二重投稿等の禁止）

第11条 研究者は、研究成果の発表における不正行為が、研究者自身と本学への社会的信頼を喪失するものであることを自覚し、捏造・改ざん・盗用、二重投稿等の行為を行ってはならない。

（オーサーシップの基準と尊重）

第12条 研究者は、研究成果の創意性に十分な貢献をし、研究活動に十分な関与をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

（他者の業績評価）

第13条 研究者は、レフリー、論文査読、審査委員などの委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わる場合は、被評価者に対する評価基準、審査要綱等に従い、評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に使用してはならない。

## 第4章 研究の責任と体制

### (研究責任者)

第14条 研究責任者は、共同研究における各研究の代表者をもって充てる。

2 研究責任者は、次の各号に掲げる事項について責任を負う。

- (1) 研究倫理の遵守
- (2) 研究の適正な実施
- (3) 研究に関わる共同研究者、協力者の指導監督
- (4) 研究費の管理及び執行、物品管理等
- (5) その他研究に必要と認められること

### (研究に関する各学部等の責務)

第15条 研究者は、新たな研究の開始を計画する時は、各学部等で定めた内規等に基づき所定の審査等を受けなければならない。

2 各学部等は、研究者より提出された研究計画をそれぞれ審査し、研究の可否を決定するものとする。

3 研究者は、前項の決定に不服がある場合、第17条に定める長崎国際大学研究倫理委員会に不服申立てをすることができる。

4 各学部等における審査結果については、前項の委員会及び学長に報告しなければならない。

## 第5章 本学の責務

### (本学の責務)

第16条 本学は、研究者の倫理意識を高めるために年に1回以上、必要な啓発、研修を実施する。

2 本学は、本学における学術研究を積極的に支援し、その研究成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

3 本学は、この指針に反する行為があったときには、適切な対応をとる。

4 本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者、及びこの指針に違反する研究活動を発見した者からの苦情・相談等に誠意をもって対応する。

### (研究倫理教育の推進体制)

第16条の2 前条の責務の実施を推進するため、その統括をおこなう者として研究倫理教育責任者をおく。

2 研究倫理教育責任者を学長とする。

3 研究倫理教育責任者の命の下に各学部等の研究倫理教育の推進を図る責任者（以下「研究倫理教育責任者」と称す。）を学部長並びに研究科長とする。

### (研究倫理教育の受講の義務)

第16条の3 本学に所属する研究者（本学以外に本務を有する者を含む）、大学院生、及び研究支援者は、本学が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。

2 前項の履修状況については、理解度テスト等を実施して履修状況を把握するものとする。

### (研究倫理委員会)

第17条 学長は、この指針の遵守等に関する委員会を置き、本学の研究倫理に関する事項を委任する。

2 前項の委員会は、長崎国際大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）とする。

- 3 委員会の委員長及び副委員長は、運営会議の議を経て学長が委嘱する。
- 4 委員会に関するその他必要な事項は、別に定める。

(学長の権限)

第18条 学長は、必要に応じ委員会の開催を委員長に要請することができる。

- 2 学長は、委員会の委員長と協議して、研究者から研究の途中経過等を提出させることができる。
- 3 学長は、委員会から、研究者が研究倫理指針等に著しく逸脱する行為等があるとの報告があったとき、研究者に対し中止・中断等の適切な措置を講じることができる。
- 4 前項の措置により中止等の命令を受けた研究者は、命令を受けたことを知った日から30日以内に、学長に対して不服申立てをすることができる。
- 5 学長は、前項の不服申立てがあったときは、委員会にその審査を委任することができる。

## 第6章 その他

(改定)

第19条 この指針の改定は、委員会の議を経て全学教授会並びに運営会議に諮り学長が行う。

### 附 則

この指針は、平成21年7月1日から施行する。

### 附 則 (平成24年10月1日)

この指針は、平成24年10月1日から施行する。

### 附 則 (平成26年11月26日)

この指針は、平成26年11月26日から施行する。

### 附 則 (平成28年2月24日)

この指針は、平成28年2月24日から施行する。

### 附 則 (平成29年4月1日)

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則 (令和2年11月1日)

この指針は、令和2年11月1日から施行する。

### 附 則 (令和6年4月1日)

この指針は、令和6年4月1日から施行する。